

# インボイス制度個別記帳相談会

インボイス制度登録された方向けの個別相談会です。  
10月1日以降の記帳の仕方、領収書、請求書の注意事項、消費税  
申告の準備などをご説明致します。是非ご参加ください。

## インボイス制度について

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

制度開始後、お客様、売上先が会社、個人事業主である場合に、登録番号を記載した適格請求書（インボイス）等を求めてくる可能性があります。

登録番号は税務署に申請書を提出することで取得できますが、取得すると同時に消費税の課税事業者となり、消費税の申告、納税が必要になります。

少しでも気になる方はぜひ相談会にご参加ください。

**＜ご注意ください＞確定申告期の消費税申告指導会は、予め「課税取引計算表」の集計が完成されていないとご指導ができません。詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。**

＜日 時＞ **令和5年9月28日（木）、29日（金）**

全て個別相談で、お一人30分の予定です。

午前9時30分～午後3時00分※お昼12時から1時までお休みを頂きます。

＜場 所＞ 昭和青色申告会館 名古屋市瑞穂区中山町1-10

＜お申込＞ 昭和青色申告会（852-4747）へお電話にてお申し込み下さい。

＜持ち物＞ ○令和3年、4年 青色申告決算書

○現在付けている帳簿 ※ブルーリターンAをお使いの方はデータ  
またはパソコンをお持ち下さい。

**昭和青色申告会**

TEL (052) 852-4747

Fax (052) 852-4755

# 適格請求書の記載事項・記載の留意点

## 適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
  - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※ 又は適用税率

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← ⑥

①

②

③

④

⑤

③ → \* 軽減税率対象

スーパー○○  
東京都…  
登録番号 T 123456…

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
* 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

①

②

③

④

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。